

「原子力国際協力のあり方及び方策について－新たな展開に向けて－(案)」
(平成 10 年 6 月 12 日 原子力国際協力専門部会)
に対するご意見と回答

報告書案に対して寄せられたご意見を報告書案の項目毎に整理し、

- A. 報告書案に反映すべきご意見 : 23 件
- B. 論点については既に記述がある等により、 : 102 件
報告書案の記述でよいと考えられるご意見
- C. 報告書案における検討の対象外と考えられる : 21 件
ご意見

に区分したものです。(1 件に複数の意見が記述されている場合がありますので、寄せられた意見の件数と上記の整理した意見の件数の合計は一致しません。)なお、各ご意見の末尾の番号は、平成 10 年 7 月 23 日において公開した「報告書案に寄せられたご意見」に付した番号です。

「序章 はじめに」に関連するご意見について

- p 2に「原子力発電の分野の協力については、安全規制分野等において国に一定の役割はあるものの、基本的には民間主体の判断に基づいて実施されることが望ましい」とされているが、原子力発電の輸出について国はどの程度介入するのか。(47)
- 日本の原子力発電の輸出について利益優先の企業理念を信頼して良いものか。原発技術の輸出には国又は国際機関による監視、監督、規制等のシステムが必要。また、建設から処分までの規制対策を国際的にすべき。(59)
- p 1に原子力発電に係わる国際協力は国による協力より、民間による協力が中核を占めるようになったと述べられているが、原発の輸出は民間に任せ、相手国には自己責任原則を要求するのは無責任。国が廃棄物処分等、先々まで責任を負うべき。(66)

ご指摘の原子力発電の分野の協力については、p 12～p 13の「4.2(1) 原子力発電の開発状況に応じた協力」において「民間レベルの協力内容を十分把握し、その中で安全規制の充実、安全文化の醸成、パブリック・アクセプタンス等政府の果たすべき役割の範囲」に関係した協力方を記述しています。すでに原子力発電を導入している国・地域に対しては、地域協力を発展させるための連携強化の中で、特に、4.2(1)①「(ii)安全確保とソフト(運転管理、ノウハウ等)移転の充実」として「引き合いに応じて我が国から原子力関連資機材等の輸出を行うにあたっては、「安全のワンセット供給」の考え方に従って、相手国の安全水準の向上に資するため、輸出機器等の品質確保や当該機器等の保守・補修及び関連研修サービスを適切に行っていくことも供給者の義務である」としています。原子力発電の導入を検討している諸国に対しては協力の充実のため、4.2(1)②「(ii)安全確保等のための支援」として「原子力発電所の建設計画が明らかになった場合は、政府を中心とした安全規制基盤の整備に向けた支援が重要」としています。

また、核不拡散の懸念に対しては我が国は原子力分野での協力において、p 29の「(4)核不拡散に配慮した原子力分野での地域協力」にあるように「原子力利用の分野での協力については、我が国としてはIAEAの包括的保障措置を受け入れている国等NPTの義務を履行している国に対して行うべき」こと、また、原子力資機材・技術の輸出にあたってはその国際的なガイドラインであるロンドン・ガイドラインを遵守することを基本としています。

さらに、p 1にあるように平成8年には「原子力の安全に関する条約」が発効し、平成9年には「使用済燃料の安全管理及び放射性廃棄物の安全管理に関する条約(仮称)」が採択され(未発効)、安全確保のための国際的取り組みが大きく進展しており、これらの条約の中で原子力安全に関する責任は施設を所轄する国が負うことが国際原則とされています。我が国は各国の原子力安全文化の醸成及び安全規制基盤の整備における主体性を高める観点から自己責任原則の定着につとめているものです。また、p 15の4.2(3)「②放射性廃棄物管理技術等に関する協力」にあるようにその問題の重要性に鑑み放射性廃棄物管理技術に関する協力を傾注します。

これらに関して、「はじめに」のp2の記述を、『したがって、アジア地域に対する国際協力を
行う際も、このような原子力発電と原子力の研究開発の性格の違いを踏まえた適切かつ柔軟な対応
が必要である。特に絶えず変遷する状況の下で行われる原子力発電の分野の協力については、基本
的には民間主体の判断に基づいて実施されることが望ましい。一方、国は安全規制等一定の分野に
おいて役割を果たしていく。』と訂正します。

「第1章 近隣アジア地域との協力のあり方及び方策」に関連するご意見について

4.2(1) 原子力発電の開発状況に応じた協力

○北朝鮮への軽水炉発電所建設資金を我が国が提供する意味は何か。 (16)

北朝鮮の核開発問題への対応は我が国の安全保障上及び核不拡散の観点から非常に重要であり、隣接する我が国としては、米国、韓国及びEUとともに、本件問題への最も現実的かつ効果的な枠組みであるKEDOを通じて積極的に取り組んできました。これについては、我が国の立場について参考資料に追記します(別添1)。

しかし、ご指摘を頂いた後、朝鮮半島を巡る諸情勢が急変し極めて憂慮すべき事態が生じたことから、これらを見極めつつ対応する必要性が高まっています。これについて、p14③のKEDOに関する記述を、『なお、北朝鮮については、現在、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)による軽水炉プロジェクトが進められている。しかし、最近の北朝鮮における諸情勢を鑑みれば、今後我が国としては、軽水炉供給取極に基づく同プロジェクトに対し、KEDOの設立の目的を踏まえ他のKEDO理事会メンバーと緊密に連携を取りつつ対処する必要がある。』と訂正、追記します。なお、参考資料(別添1)にKEDO設立の目的について追記します。

○北朝鮮への軽水炉支援はIAEAの保障措置の合意を得た上で推進すべき。 (10)

軽水炉プロジェクトの進め方については、1994年10月の「米朝間の合意された枠組み」において、軽水炉プロジェクトの主要部分が完了した時に、北朝鮮は重要な原子力部品の供与の前にIAEAとの保障措置協定を完全に履行するとされています。p14の③のKEDOに関する記述ではこのことが触れられていないため、『また、北朝鮮に対しては、米朝間の合意された枠組みを踏まえIAEA及びKEDOを通じてIAEA保障措置協定の完全な履行を呼びかけていく。』と追記します。

○万一の異常事態に備え、政府間の連携を明確にし国際間で緊急時対処の教育・連絡をすべき (3)

○原子力災害への対処のための国際的な枠作りを行い、被害報告を行うべき。 (33)

すでに原子力発電を導入している国・地域との協力として、p13「v)対話の促進と二国間協力」では「緊急時対策・・・等の共通の課題について、対話の促進及び共通課題解決のための二

国際協力の促進を図る」とし、また、p 15 「(iii)安全に係る研修の充実」においては「原子力防災に資するモニタリング技術等のための研修活動を充実する」とし、緊急時対応のための協力についても記述しています。

一方、関係する国際条約として、「原子力事故の早期通報に関する条約」及び「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」の国際的枠組みがあり、これらの国際約束の義務を各国が着実に実施することが求められています。また、原子力損害の賠償に関する条約として現在発効しているものに「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」及び「原子力の分野における第三者損害賠償責任に関するパリ条約」があります。これを明確にするために p 8 「(2)協力の枠組」で記載されている国際条約に関する記述を以下の通り訂正、追記します。

『国際条約としては、「核兵器の不拡散に関する条約」、「原子力の安全に関する条約」、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」等の国際的枠組みがあり、これら国際約束の義務を各国が着実に実施することが求められる。また、「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」、「原子力の分野における第三者損害賠償責任に関するパリ条約」といったかたちで原子力損害賠償にかかる国際的取り組みが進んでいる。一方、国際的課題に対しては、IAEA、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関を活用することが重要である。』

4.2(3)④パブリック・アクセプタンス、透明性向上及び信頼感醸成のための協力

○支援面の多い我が国の信頼を高めるための方策が具体的に示されるべき。 (36)

○p 16 「④パブリック・アクセプタンス、透明性向上及び信頼感醸成のための協力」にある「周辺国からは・・・トラブルに関する情報をも地域内の各国に提供することが求められている。」との受け身の記述は積極性が感じられない。 (47)

○世界との理解を深めるための交流が重要。 (58)

○国内外の理解促進に向けた広報活動の具体策はどうか。 (81)

報告書案 p 10 「3. (5) 信頼感の醸成と透明性の向上への配慮」において、「我が国の平和利用に限定した原子力政策の理解の促進を図るためには、我が国の原子力政策及び開発利用の状況に関する情報を積極的に地域に対して発信していくことが必要である」とし、p 17 に「原子力発電や放射線利用に関する正しい知識を普及するための情報提供」、「日本で起きた事象に関する正確な情報を速やかに提供する」こと、「英語で閲覧できるホームページを運営」すること等具体的な方策を記述しています。

積極性が感じられないとのこと指摘の部分は原子力PAの国際的な状況を記述した部分であり、続くパラグラフで「我が国の原子力政策、原子力諸活動の状況等について積極的に情報発信をする」として積極的な表現を用いています。こうした文章の繋がりを明確なものとするため、この部分のパラグラフの冒頭を訂正し『このような状況を踏まえ、我が国の原子力政策、原子力関連活動の状況等について積極的に情報を発信する・・・』とします。

1. (2) 旧ソ連、中・東欧諸国における原子力開発の現状

○ロシアによる液体放射性廃棄物の海洋投棄の影響について明らかにして欲しい。 (79)

ご指摘を踏まえ、p 19 第Ⅱ章1. (2)項の最後に『なお、ロシアによる海洋投棄の海洋放射能を調査するため種東海域において実施された日本・韓国・ロシア及び IAEA による2回の海洋調査等の結果、異常は認められていない。』の記述を追加します。

2. (2) 安全性の確保

○国際的に原発事故防止のための対策や安全確保のための相互チェック、安全基準の作成、安全情報の公表などを行うべき (29、53、54、69、89)

○事故のないよう世界各国が原子力の使用は安全第一とすべき。 (65、93)

本報告書案においては、p 20 「(2) 安全性の確保」の「原子力事故は国境を越えた被害を及ぼす可能性があるため原子力安全の確保は国際社会共通の課題である」との認識を踏まえ、p 9、p 21 に示すように我が国と近隣アジア地域及び旧ソ連、中・東欧諸国との協力として、「安全確保に重点をおいた協力」について記述しています。また、「はじめに」に示したように、各国が遵守すべき安全上の基本的措置に係る義務的条項、条約の遵守状況を確認するための締約国会合の開催等に係る条項などを含む「原子力の安全に関する条約」が発効するとともに、「使用済燃料の安全管理及び放射性廃棄物の安全管理に関する条約(仮称)」が採択され(未発効)、原子力安全確保のための国際的取り組みが大きく進展している中で、原子力の高い水準の安全を世界的に達成、維持することを目的とした取り組みが進められています。参考資料に、これらの条約の概要(別添2)を追加添付します。

また、民間では世界原子力発電事業者協会(WANO)において、世界の原子力発電に携わる事業者が、その安全性と信頼性の確保を目的に、運転・保守・管理・広報などの幅広い分野にわたる情報交換を行うことを目的として、ピア・レビューを含む種々の活動を行っています。

2. (4) 核不拡散に配慮した原子力分野での地域協力

○第三世界諸国に対しては、原発と核兵器開発のバリアを高く設定すべき。 (77)

○技術を公開して国際協力することは、核技術の主要部分を移転することになるため大きく懸念。 (95)

我が国は原子力分野での協力について、p 29「(4)核不拡散に配慮した原子力分野での地域協力」にあるように「IAEAの包括的保障措置を受け入れている国等NPTの義務を履行している国に対して行う」ものとし、また、原子力資機材・技術の輸出にあたってはその国際的なガイドラインであるロンドン・ガイドラインを遵守することを基本としていますが、この項の最後に「また、我が国は原子力資機材・技術の移転に際してはロンドン・ガイドラインを遵守していく。」ことを追記し、我が国が国際的なガイドラインに沿って努力していくことを明記します。

○本年5月に行われたインド・パキスタンの地下核実験後の国際的な動向に一切触れておらず、全面的に改定すべき。(88)

本報告書案においては、インド及びパキスタンによる核実験に関して、「世界的な不拡散体制を強化しようとする努力に逆行するものとして国際的に非難と懸念が表明されるとともに、無条件にNPT及び包括的核実験禁止条約(CTBT)を締結し、かつ、カットオフ条約交渉に参加するよう求められている」状況について記述するとともに、「バーミンガム・サミットにおけるインドの核実験に関する声明やその後のパキスタンによる核実験に対する国際的な動向を踏まえつつ」、積極的に努力する旨を記述しています。

しかしながら、最近の重要なトピックスであることから、ご指摘を踏まえ、インド及びパキスタンの核実験に関する一連の経過について、参考資料(別添3)を追加します。

「終章 まとめ」に関連するご意見について

○国際機関の日本人職員数がわかる資料が欲しい。(41)

IAEAにおける職員数について、参考資料(別添4)を添付します。

「序章 はじめに」に関連するご意見について

○現行長期計画からの変更点等をまず述べるべき。

(66)

「はじめに」において「現行長期計画の策定以降、原子力をめぐる国際情勢に種々の大きな変化があったことを踏まえ、・・・国際協力の一層の推進を図るために必要な事項について審議することとなった」と記述し、具体的に現行長期計画策定以降の国際情勢の変化を示しています。

「第Ⅰ章 近隣アジア地域との協力のあり方及び方策」に関連するご意見について

1. (2) 我が国の原子力協力

○アジア地域での原子力利用の増大に対し、我が国の原子力研究、技術水準を向上し人材交流によってリーダーシップを果たす。

(40)

p 6 「(2) 我が国の原子力協力」の最後のパラグラフに、「我が国自身の研究開発分野の諸活動の質や魅力を高めることにより、アジア諸国から優秀な人材が集まり、ひいてはアジア諸国全体の技術水準が高まるという効果も重要である。」と記述しているように、ご指摘のようにリーダーシップに関する記述を盛り込んでいます。

2. (4) エネルギー安全保障及び環境問題への貢献

○世界的に原子力発電が導入されれば地球温暖化防止に有効。

(18)

○安全性の高い原子力技術の協力によって二酸化炭素の放出が減らせる。

(72)

○二酸化炭素排出量が微少なことが原子力エネルギーを利用する最大のメリット。

(73)

○昨年12月の地球温暖化防止京都会議の削減目標を考慮し原子力政策を検討すべき。

(80)

ご指摘の点については、p 7 「(4) エネルギー安全保障及び環境問題への貢献」において目的と意義を記述しており、「原子力エネルギーの利用は、二酸化炭素排出量が僅少であることから温暖化防止に最も有効な方策の一つ」としています。

なお、ご指摘の点に関連した検討は、通商産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会需給部会においても行われています。昨年12月の京都会議等エネルギー情勢をめぐる情勢の変化に鑑み、長期エネルギー需給見通しの改定作業が本年1月から行われ、6月11日にとりまとめ

られました。このなかで、原子力については、燃料の供給及び価格の安定性に優れており、発電過程において二酸化炭素を排出しない電力供給源として、エネルギーセキュリティを確保しつつ、環境負荷低減を図るために必要不可欠なエネルギー供給源と位置づけられています。

○地球温暖化防止や石油資源節約など地球環境保全の面からの効用、利点を国内外にPRし、コンセンサス作りに努力する。(20、73)

p10「①我が国からの情報発信と相互理解の促進」に、「我が国の原子力政策及び開発利用の状況に関する情報を積極的に地域に対して発信していく」こと、p17「i)知識の普及及び国民との対話の充実」に、「原子力発電や放射線利用に関する正しい知識を普及するための情報提供、ノウハウの移転により各国国民の啓蒙に資する」ことが述べられており、地球環境保全についてもこれらの情報発信の中に含めて実施していきます。

3. 協力を進める上で配慮すべき基本的事項

○原子力利用を始めたばかりの国々に対しては安全規制、人材、技術基盤等の社会基盤整備のため政府間の働きかけや民間の技術提供のための取決めが必要。(21)

基盤整備のための政府の働きかけについては、p9「(4)安全確保に重点を置いた協力」において「原子力導入の初期段階にある国、及び今後導入を進めようとしている国に対して積極的に安全確保のための技術や人材協力を進める」とし、またp12「①すでに原子力発電を導入している国・地域との協力」では「対話を促進し、人材の高度化など基盤整備を図る」としています。

技術提供のための取決めについては、p8「(2)協力の枠組」において、「二国間協力においては、協力が進展し、国際的に規制対象となっている資機材の移転等の長期的に安定した形での具体化に応じ、核不拡散の確保を考慮しつつ、二国間の原子力協力協定の締結等についても検討を行うことが望ましい。」としており、ご指摘の点は含まれています。

3. (1) 国情に応じた協力

○アジアには政治・経済的に不安定要素を持つ国があり、テロ対策を含めその支援には慎重な対策が必要。(2)

○中国には国内格差に配慮した基盤強化の協力が必要。(28)

ご指摘の点については、p7の「(1)国情に応じた協力」の項で、「原子力開発利用を進めるにあたっては、その基盤となる科学技術レベルの向上、法規制の整備に加え、長期的に開発利用を進めるための政治的、経済的な安定、核不拡散へのコミット等が不可欠であり、このような視点から、協力にあたっては各国の政治的、経済的環境の違いにも十分配慮することが必要」として

います。

3. (3) 原子力の開発・利用のための基盤整備への重点

○相手国の人材育成のためには過去の実績の切り売りだけではなく、原理原則から出発し自主的に研究開発する能力を引き出す努力が必要。 (55)

○人材派遣は最重要課題。 (19)

二国間協力については、これまで種々の技術向上等に係る自助努力を支援する協力を進めてきていますが、p 9「②人材育成」に示したように「効果的な協力のためには相互の信頼関係を深め」、研究者の能力向上等「必要なレベルに応じた育成プログラムを進める必要がある」と認識しています。また、今後の取り組みについては、「終章 まとめ」のp 34に示したように「国際協力は、あらゆる分野で人的な繋がりを基本としており、本報告書で述べてきた施策を円滑に実施するにあたっては、相手国との関係をはじめとしてあらゆる面で人的な繋がりが重要」と位置づけ、国際協力に係る人材の育成に真剣に取り組む必要性を述べています。

3. (4) 安全確保に重点を置いた協力

○アジア諸国に必要な原子力を安全なものとするために技術協力、援助が必要。 (60)

○安全確保のため利用技術、管理技術面で他国と技術協力を行って欲しい。 (84)

○原子力をいかに安全なものにしていくかが読みとれない。 (82)

○事故防止等のため、技術の不足する国には協力が必要。 (90)

○国連とは別に原子力の安全、平和利用等について研究開発の協力機関を設置すべき。 (92)

○欧州からMOX燃料を利用した安全操業ノウハウなど、我が国の技術蓄積の向上に資するため積極的に技術導入を検討する。 (39)

○技術面だけでなくソフト面の事故対応策についても先進国に学ぶべき。 (67)

本報告書案は「原子力国際協力のあり方及び方策」をまとめたものであり、原子力安全の国際協力の取り組みについて安全確保に重点をおくことを、「目的と意図」、「協力を進める上で配慮すべき基本的事項」に示しています。また、p 12「①i) 安全性向上及び安全文化の醸成のための協力」、p 13「②ii) 安全性確保等のための支援」、p 15「①ii) 安全に係る研修の充実」にあるように、近隣アジア地域、旧ソ連、中・東欧諸国を対象とした安全に係る各種協力施策を記述しています。

また、国際的に原子力の安全、平和利用の推進をするため、国際原子力機関(IAEA)において、開発途上国に対する原子力平和利用分野での技術協力、原子力発電、核燃料サイクルの安全性に関する調査検討、アイソトープ、放射線利用、核融合等の研究開発分野での活動が実施されています。

なお、原子力安全については原子力安全委員会において、別途広範な検討を行っております。

4.1 協力の新しい展開

○開発途上国における原子力開発の協力のために、政策立案、対話、コンサルティング、専門
家協力という一体化した協力のシステムを構築すべき。(55)

ご指摘の点に関しては、p10「4.1 協力の新しい展開」において、「各国の要請や実状を相互に的確に把握するとともに・・・協力に係る政策的視点を明確にした上で地域共通の課題に取り組むことが重要である。そのためには政策対話が不可欠」とし、従来の専門家協力に加え、コンサルティング機能を充実することを記述しています。

4.1(3) 協力の質的向上のための施策

○国際協力のための我が国の人材確立の具体的な方策を短長期的に示して欲しい。(10)

○国際協力の人材育成には若い人材の海外研修、有能な人材の官民からの登用等、官民、省庁の枠を越えて連携協力する必要がある。(57)

○原子力国際協力にはコンサルティング機能を含めた指導や援助を行うための人材養成、質的向上が必要。(20)

○優秀な原子力技術者の輩出が国際化のベースである。(68)

○若い人材の育成のための学校教育等の重要性。(50、60、61、62、94)

P11「③国際協力のための人材確保」に「様々な分野からの人材の育成、発掘が不可欠」なこと、人材養成のために「研修技術の訓練、シルバー人材を含むエキスパート協力の制度の整備を検討する」こととしています。また、これらにより、研修技術を向上し専門家を養成することで海外へのコンサルティングにも対応していきます。国際協力はあらゆる分野で人的な繋がりを基本としており、国際協力に係る人材の育成に真剣に取り組む必要性はご指摘の通りです。

また、このような人材育成の基盤となる学校教育等の重要性に関するご意見を頂いており、それらについては本専門部会としても重要性を認識するところであり、今後関係機関との検討が進められるよう期待しています。

○海外からの研究者の受入期間の長期化や学位取得制度を検討すべき。(55)

○研修機関の育成充実、研修の連携強化を図り平和利用に活用する。(64)

p9の「②人材育成」において、「必要なレベルに応じた適切な育成プログラムを進める」ことを記述しており、また、p15「①人材育成に関する協力」においては、「厳格な成績の評価、達成のある修了証の授与等による研修の質的向上及び成果の視認性向上を図る。」とし、海外からの研究者の受け入れに配慮しています。また、p12「④研修機関の育成と関係機関の連携強化」において、「各種研修活動、研究協力活動の有機的連携を図ること」及び「研究能力も併せ持つ総合的な研修実施機関の育成を図る」ことを示しています。

○国際協力にあたっては項目の重複を避け、国毎の担当など役割分担と評価を明確にする。

(52)

ご指摘の点に関しては、p11「②協力プロジェクトの評価」において「課題のタイムスパンを考慮し・・・期待される成果、・・・取り組みの必要性の有無を考慮した上で、協力のための施策を進めるとともに、その成果に関する評価を実施する必要がある」とし、協力項目の選別、評価について記述しています。

4.2(1) 原子力発電の開発状況に応じた協力

○原子力発電を行っている台湾にも安全確保のための技術支援・協力を行うべき。(10)

p12の「①すでに原子力発電を導入している国・地域との協力」において、「韓国、中国といったこれまでに原子力発電を導入し、運転・管理の経験を蓄積している国・地域とは・・・、地域協力を発展させるための連携を強化していくことが望まれる。」としております。我が国と外交関係のない台湾についてはこの地域に含まれるものとしており、ご指摘の通り台湾についても安全確保に関する協力は特に重要です。なお、(社)日本原子力産業会議による民間間の協力が実施されています。

○原子炉をもち核実験を実施したインド・パキスタンも検討の対象とすべき。(51)

国際協力の対象国としては、p29の「(4)核不拡散に配慮した原子力分野での地域協力」にあるように「原子力利用の分野での協力については、我が国としてはIAEAの包括的保障措置を受け入れている国等NPTの義務を履行している国に対して行うべき」ことを基本としています。一方、p3の脚注に示した対象国は協力のあり方及び方策を検討している第Ⅰ章及び第Ⅱ章について記載したもので、核不拡散問題の検討については国際動向全体を踏まえて検討しているものであり、その際にインド、パキスタンの動向を範疇に含めないということではありません。

○技術輸出は安全性に配慮し、人的・論理的面も対象とすべき。(13)

○先端技術としての原子力技術は公開よりも相手先を限定し有償として技術販売すべき。

(95)

人的・論理的面での安全性への配慮については、p9に「③安全のワンセット供給(ソフトウェアとハードウェア)」として「資機材の輸出に併せて、運転管理技術、定期検査制度等の安全に係るシステム等のソフトウェアの移転を行うこと」により安全水準を高めていくことが記載されて

います。p 12にも「輸出機器等の品質確保や当該機器等の保守・補修及び関連研修のサービスを適切に行っていくこと」を供給者が義務として認識すべきことが記述されています。

また、p 13にあるように技術協力のうち「原子力発電所建設への協力については、電力会社及びメーカー各社の自発的な取り組みを原則とする」ものですので、協力の有償・無償については当然ながら技術ノウハウ等を含め企業収益性の観点から考慮されたものになります。

○国内で処理・処分できない廃棄物問題や不具合、不祥事を抱えるような原発のアジアへの輸出は慎重に対処すべき。(14、38、46)

我が国では放射性廃棄物のうち低レベル廃棄物については埋設処分を既に実施しています。高レベル廃棄物についてはその処分の技術的な側面と社会的・経済的な側面について原子力委員会及び総合エネルギー調査会のもと審議を進めてきています。放射性廃棄物の処理処分対策は原子力開発利用を進めていく上で避けて通れない重要な課題であり、適切な区分管理や区分に応じた合理的な処理処分が必要です。

一方、原子力発電利用の初期段階にある国々では、未だ十分な対策のないまま原子力開発利用を始めつつあるのが現状であり、p 15「②放射性廃棄物管理技術等に関する協力」では「各国において放射性廃棄物管理等に対する検討が必要」となっており、「放射能による環境汚染防止の観点から近隣アジア地域における我が国の役割を十分認識し、具体的に実践していく」必要があること、p 12「①すでに原子力発電を導入している国・地域との協力」には「今後ますます重要になるとと思われる放射性廃棄物管理等安全に関する技術的課題について、我が国の経験とノウハウを提供する機会を設け」ることを記述しており、廃棄物問題について慎重な配慮を行っています。

また、報告書案p 12に示すように、近隣アジア諸国からの「引き合いに応じて我が国から原子力関連資機材等の輸出を行うにあたっては、「安全のワンセット供給」の考え方に従って、相手国の安全水準の向上に資するため、輸出機器等の品質確保や当該機器等の保守・補修及び関連研修サービスを適切に行っていくことも供給者の義務である」との認識を十分もつことが重要と考えております。

4.2(3)② 放射性廃棄物管理技術等に関する協力

○放射性廃棄物の処理・処分管理について、効果的な方策を検討するための国際協力の強化や情報交換をすべき(23、43)

○原発や解体核兵器から発生する放射性廃棄物の処分をどうするのか。処分地を国際協力によって確保すべき。(42)

p 15「②放射性廃棄物管理技術等に関する協力」に示すように近隣アジア地域に対しては「放射能による環境汚染防止の観点から近隣アジア地域における我が国の役割を十分認識し、具体的に実践していく」必要があり、技術情報の提供等を通じて「地域内各国の放射性廃棄物管理

等に関する理解、関連計画の検討、実施に資する」ものとしています。

4.2(3)④ パブリックアクセプタンス、透明性向上及び信頼感醸成のための協力

○日本の原子力平和利用、安全確保の取り組みをアジア地域だけでなく世界に浸透するように情報公開に努力すべき。 (32、48)

○協力相手国の一般に事故を含めた原子力利用の正しい理解と知識を提供すること。 (76)

p10「①我が国からの情報発信と相互理解の促進」に、「我が国の原子力政策及び開発利用の状況に関する情報を積極的に地域に対して発信していく」こと、p17「1)知識の普及及び国民との対話の充実」に、「原子力発電や放射線利用に関する正しい知識を普及するための情報提供、ノウハウの移転により各国国民の啓蒙に資する」ことを述べています。

その他の関連するご意見について

○近隣アジア地域からの国際協力の具体的なニーズが述べられていない。 (66)

本報告書案は我が国の原子力国際協力のあり方及び方策について示したものであり、円滑かつ効率的な地域協力を図るためにはニーズの把握が重要であること、ニーズに応じて官民が経験、役割を生かし分担して協力に取り組むこと、地域のニーズに即した総合的な協力活動を推進するためにアジア地域原子力協力国際会議を発展させていくことなど、各国及び地域のニーズのとりえ方を示しています。

二国間協力のニーズは多様であり、各種協力施策毎に検討がなされ、計画、実効されています。地域協力については、国レベルでの各国のニーズがアジア地域原子力協力国際会議で表明されてきており、このニーズを踏まえ各国のコンセンサスにより、研究炉の利用、R I 及び放射線の農業利用、R I 及び放射線の医学利用、原子力P A、放射性廃棄物管理の5つのテーマでの協力を進めてきています。

「第Ⅱ章 旧ソ連、中・東欧諸国との協力のあり方及び方策」に関連するご意見について

1.(3) 我が国の協力の現状

○ロシアがロンドン条約附属書改正を受諾していないのはなぜか。 (8)

○放射性廃棄物の海洋投棄については一日も早く確実に止める証（ロンドン条約附属書の改正受諾）をもらうべき。 (27)

○ロシアが放射性廃棄物の海洋投棄を禁止するロンドン条約附属書の改正を未だ受諾していないのは、未だ投棄の可能性が高いということであり、強硬な手段によってでも受諾が必要。

本報告書案では、海洋投棄が今後決して行われなことが重要との観点で第Ⅱ章1. (3)において、「ロシア極東における低レベル放射性廃棄物の処理施設の建設については、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄が二度と行われなようにすることが重要であり、本件施設の建設に関する協力の実施を進める一方で、我が国はロシアが放射性廃棄物の海洋投棄を禁止するロンドン条約附属書の改正を受諾するよう強く求めてきている。」と記述しています。

なお、我が国は、ロシアが低レベルの放射性廃棄物の海洋投棄について禁止する1993年のロンドン条約附属書の改正を早期に受諾するよう日露首脳会談等機会ある度にロシアに対し求めて来ています。

3. (2) 安全確保に重点を置いた協力

○チェルノブイリを教訓に、原子力施設の改造等を国際会議で取り決めメンテナンスを確実に行うことが重要。 (4)

ご指摘のとおり、1986年に起こったチェルノブイリ原子力発電所の事故は、旧ソ連型を始めとする原子力施設の安全性確保のための国際的枠組みの必要性を広く認識させました。

このような背景のもと1991年IAEA主催の「原子力安全国際会議」の場で、高い水準の原子力の安全を世界的に達成、維持することを目的とする「原子力の安全に関する条約」の策定が提唱され、その後の国際的な専門家グループの検討を経て1996年に①各国が遵守すべき安全上の基本的措置に係る義務的条項、②条約の遵守状況を確認するための締約国会合の開催等に係る条項、等全35条を定めた条約が発効しました。また、1997年には使用済燃料及び放射性廃棄物の管理において、高い水準の安全を世界的に達成及び維持すること等を目的とした「使用済燃料の安全管理及び放射性廃棄物の安全管理に関する条約(仮称)」が採択され(未発効)、原子力安全確保のための国際的取り組みが大きく進展しました(p1)。なお、報告書案では第1章「3. (2) 協力の枠組」にこれらの関係する条約について記載しております。

また、世界の原子力発電に携わる事業者が、その安全性と信頼性の確保を目的に、運転・保守・管理・広報などの幅広い分野にわたる情報交換を行うことを目的に、旧ソ連邦諸国の事業者との情報交換会合のための組織として1989年に世界原子力発電事業者協会(WANO)(報告書案第1章4. 2 (1) ① ii)) が設立されております。

今後、これらの国際的枠組みを通じ各国の安全水準の向上に向けた取組みが強化されることが期待されます。

4. (1) 旧ソ連型炉に対する安全技術支援等

○被爆国である我が国はチェルノブイリ被害者の救済に継続して当たるべき。実績の積み上げが国際的な信頼をもたらし、人道的にも意義がある。 (9)

○チェルノブイリ事故の被災者の支援は日本国民としてももう少し積極的にしていくべき。

(27)

チェルノブイリ支援は、今後とも積極的に進めていく必要があると考えており本報告書では第Ⅱ章4. (1)に「ウクライナに対しては、チェルノブイリ原発事故の影響評価等に関する協力及び、EBRDに設置されたチェルノブイリ石棺基金を通じたチェルノブイリ4号炉の石棺プロジェクトに対する貢献を継続する。さらに、国際チェルノブイリ・センター及びウクライナ科学技術センター(STCU)を通じた協力の可能性について検討する。なお、安全支援等の実施にあたっては、被支援国及び他の支援国との十分な政策対話及び調査によって、当該国のニーズと協力の目標を見極めるとともに、関係国(機関)と十分に調整を行い、効果的かつ効率的な協力を進めていく。」としています。

また、これら原子力分野における国際協力については国連等、国際的な対話の場を通じて実施することが重要であると認識しており「第Ⅱ章1. (3)我が国の協力の現状」において、「国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)が旧ソ連、中・東欧諸国へ安全支援を実施するための両機関への特別拠出及び専門家の派遣、欧州復興開発銀行(EBRD)の原子力安全基金(NSA)やチェルノブイリ石棺基金(CSF)への拠出を通じた協力を実施しているほか、チェルノブイリをはじめとする旧ソ連型炉を有する原子力発電所の安全性向上と閉鎖に向けたG7を中心とした多国間の取組みに参画し、種々の協力活動を実施している。」旨述べています。

○ロシア、旧ソ連に対する支援が莫大であるが、その支援の効果(成果)に関する資料がない。

成果の確認後に拠出するなどできれば、無駄がなくなると考えるので資金援助については再検討すべき。また、支援内容は国民にわかりやすく公開すべき。

(31)

ご指摘のように、原子力安全及び核不拡散の分野における国際協力の実施については、効果的かつ効率的に進めることが重要であるとの観点から、第Ⅱ章4. (1)に「なお、協力を効果的・効率的に実施するためには、協力の実施状況、成果を適切に把握・評価するとともに、終了した協力プロジェクトをフォローアップすることが重要である。」と記述しています。

現在の旧ソ、中東欧諸国に対する支援については、第Ⅱ章3. (1)に記載していますように、国際的に原子力安全支援を調整するG24原子力安全支援調整メカニズムが存在しており、既存の協力活動についての情報収集、データベース化及び分析並びに関係国との調整を十分に行いつつ協力を実施しています。(インターネットのホームページは、<http://europa.eu.int/en/comm/dg11/g24/g24hone.htm>)

また、国民への国際協力の内容の公開については、今後とも原子力白書等により行うことを考えております。

○高速増殖炉はフランスだけでなく、ロシア等からも知見を得られるよう努力して欲しい。但し、内容は全体から見ると真質であり、別の項目立てで明示することが必要ではないか。

(36)

○「もんじゅ」は開発途上での事故であり、それをもって即廃止と云うのは早計。技術開発には故障はつきものであり、簡単に諦めず改善を重ねて完成させねばならない。ロシア及びカザフスタンが既に有する高速増殖炉の運転経験、再処理に関する研究実績を我が国の研究開発にも資すべき。

(37)

高速増殖炉に係る協力については、ご指摘のように重要分野と位置付けており、「第Ⅱ章4.(2)高速増殖炉等の研究開発に関する協力」として項目を立て、「ロシア及びカザフスタンが有する運転経験、再処理に関する研究開発実績等は、我が国の研究開発に資する可能性がある。従って、関係国や国際的な核不拡散に関する環境に十分配慮した上で、情報交換、専門家交流等を通じ共同研究等今後の具体的協力の可能性を検討する。また、旧ソ連、中・東欧諸国の高い科学技術水準、知見等を我が国の研究開発に資するための情報交換、人的交流等を積極的に実施する。」と記述しています。

なお、ご指摘の「もんじゅ」を含む将来の高速増殖炉の研究開発のあり方については、平成9年に原子力委員会に設置された高速増殖炉懇談会において、国民各階層のご意見を聴取しつつ、幅広く審議され報告書が取りまとめられ、

○非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として、高速増殖炉の実用化の可能性を追求するために研究開発を進めること

○国民の意見を反映した定期的な評価と見直し作業を行うなど柔軟な計画の下に進められること

○実用化に当っては、実用化時期を含めた開発計画について、安全性と経済性を追求しつつ、将来のエネルギー状況を見ながら、柔軟に対応すること

○「もんじゅ」はこの研究開発の場の一つとして位置付けられること

が提言され、これを受けて原子力委員会において、同報告書を尊重して高速増殖炉研究開発を進める旨決定しています。

4.(3) 核兵器廃棄協力等

○非核兵器保有国が原子力開発技術面、経済面で影響力を持つように将来の核爆発物の廃棄処分を前提として、国連内に共同管理機関を設置すべき。

(16)

○旧ソ連崩壊による原子力技術の分散と核軍縮に伴う核兵器の安全管理と核廃棄物の管理が特に重要。これらの問題は地球全体の問題であり、西側諸国との協力を密にしての国際協力が必要。

(40)

○核兵器の解体、廃棄等については、その中に含まれるプルトニウムが原子力発電に再利用されなければ、平和利用と言えないのではないか。

(26)

○核軍縮に伴う大量破壊兵器解体に対してただ金を提供するだけのスタイルは止めてほしい。支援は何らかの形で日本にもメリットがある方がよい。

(69)

核兵器解体により生じる核分裂性物質の管理、処分に係る問題については、第Ⅱ章4.(3)の「原子力安全モスクワ・サミット等における了解」に基づき各国の支援が実施されています。具体的には、参考資料「解体核兵器から生じる核分裂性物質の管理に関する国際動向」に記載しています次の内容です。

「○モスクワサミットでの合意

- ・安全な管理、核兵器に再転用されない形態への処理・処分が極めて重要。
- ・その主要な責任は発生国が負うが、必要な場合に他国や国際機関の支援を歓迎。
- ・本件に係る国際戦略の策定・実施のため、関連する経験と専門的知見を共有する。
- ・その具体策として、安全かつ効果的な管理のためのオプションに係る検討、国際協力の可能な進展の特定のため、国際専門家会合を開催する。
- ・実施可能になり次第、解体核プルトニウムをIAEAの保障措置下に置くことを確保するための努力を支援。」

我が国もこれを基本認識とし、参考資料に記述していますように

「①核兵器の解体により発生するプルトニウムについては、核軍縮の促進と核不拡散の防止の観点から、軍事再転用されないことを確保しつつ、安全かつ極力迅速に処分されていくことが重要。

②原子力平和利用の経験に根ざした技術に基づく協力の可能性について、我が国においても関係国と協働を進めつつ検討が行われ」ることが重要

であると考えています。

したがって、本報告書案では①の観点から国連機関である国際原子力機関（IAEA）の実施する第Ⅱ章2.（3）に「核兵器への再転用を防止するために、国際的な計量管理ないしは検証制度の下に置かれるべきである。」、また、②の観点から3.（3）に「我が国の行い得る具体的な技術的協力についての検討を進め、解体核から生じるプルトニウムの処分等に対し、MOX利用技術等我が国がこれまで培ってきた原子力平和利用技術と経験を活かし、かつ、協力を通じて我が国の原子力開発利用技術の向上にも資するべく積極的な貢献を行っていく。」としました。

「第三章 核不拡散に関する我が国の対応のあり方及び方策」に関するご意見について

2. 我が国の核不拡散に係る原子力政策の基本的考え方

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ○NPT未加入国は強引にNPTに調印させる必要がある。 | (1) |
| ○国際協力により原子力の平和利用のみを考えていく世界に早く移行して欲しい。 | (7) |
| ○インド・パキスタン等に対する警戒心や啓蒙が希薄ではなかったか。 | (15) |
| ○カットオフ条約の早期成立を期待。 | (34) |
| ○日本の役割を前面に打ち出して、毅然とした態度で核レジーム作りに望むべき。 | (49) |
| ○軍需を目的とした核実験は全面的に禁止する。 | (52) |

○日本が世界に対して堂々と核不拡散のリーダーシップをとれるようにすべき。(59)

○核不拡散条約の批准及び包括的核実験禁止条約の締結を世界の国はすべき。(71)

報告書案p28、p29においては、「NPT非締約国に対しては、引き続き対話等を通じて、NPTへの加入とそれに基づく保障措置の厳格な義務の履行を求めることが重要」である旨を記述するとともに、「CTBTの発効やカットオフ条約交渉の早期開始に向けて積極的に努力すべき」旨を記述しています。

また、核不拡散と原子力平和利用の両立に関しては、1995年に開催されたNPT再検討・延長会議において、NPTの無期限延長が決定され、「条約の再検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」が合意されたところであり、我が国としても「この条約の普遍性・実効性をさらに高めるための努力を継続することが重要である」旨を記述しています。

さらに、核不拡散に係る我が国の取り組みとして、「IAEA保障措置の強化・効率化に向けて、我が国としてもこれまで培った技術や経験を活用して積極的に貢献していくことが必要である」旨を記述するとともに、核兵器の解体により生じる核分裂性物質の管理やCTBTにおける国際監視制度等の整備運用に向けた努力など「冷戦終結後の核拡散の懸念に対応し、また、現在進められている核軍縮の進展に向けて新たに重要となった取り組みに関し、我が国も国際社会の一員として、原子力の平和利用で培った経験を生かして適切な努力を行う必要がある」旨を記述しています。

○核不拡散や核兵器廃絶を訴えるとともに、原子力の平和利用の素晴らしさについてもPRすることが大切。(4)

○被爆国としてその悲惨さや長期の苦痛を積極的にPRするとともに、原子力平和利用の素晴らしさを説くべき。(15)

○日本の原子力利用が核兵器につながると思われている。(17)

○他国に信用してもらうための核不拡散の努力を続けることが必要。(22)

○我が国が公明正大、首尾一貫した政策を実行している国であることが記述から読みとれるように期待。(47)

○日本が核兵器保有国になり得るという世界の懸念を完全に無くさなくては、原子力の平和利用を強く訴えても空念仏に聞こえる。核兵器への転用が容易になされないような仕組みについて、国民や海外の理解が得られる努力を重ねるべき。(59)

○被爆国として、原子力の恐ろしさについて伝えていくべき。(67)

○日本の原子力平和利用が十分に理解されず、核兵器開発につながると懸念されているのは国の怠慢。余剰プルトニウムを持たないとの原則を強くアピールすべき。(85)

○日本の核不拡散に対する不退転の支持という立場を明示すべき。(88)

報告書案のp28以降においては、「我が国は今後とも原子力基本法に基づき、厳に平和目的に限って原子力の開発利用を推進すべき」旨を記述するとともに、「国際的な核不拡散体制の下での義務を我が国が引き続き厳格に果たすことが不可欠であり、IAEAの保障措置や核物質防護を効果的かつ効率的に実施することが必要」である旨を記述しています。

また、「我が国が自発的に定めた余剰プルトニウムを持たないとの原則を今後も堅持」する旨を記述するとともに、「核不拡散と両立する原子力平和利用政策の企画・立案を円滑に進める必要がある」旨を記述しています。

さらに、我が国の原子力政策に関して、「核拡散の観点から一部に懸念が表明されている事実」に鑑み、国内外の信頼を確保していくために我が国の原子力利用の透明性向上に向けて努力を継続することが必要である旨を記述するとともに、「内外の理解と信頼を確保するため、国際シンポジウム、セミナー等を積極的に開催し、対外的な発信と諸外国との政策対話を活性化させることが重要である」ことや、「海外も含め・・・核不拡散への対応に配慮した原子力利用のあり方について議論が行われるような環境づくりが重要」である旨を記述しています。

2. (2) 原子力政策の透明性向上及び国内外の理解促進

○日本の原子力開発の目的を国内外にはっきりと声明し続けることが大切。(50)

p 28 「(2) 原子力政策の透明性向上及び国内外の理解促進」において、「国内外の信頼を確保していくために・・・。我が国の原子力平和利用の現状と政策についての対外的な発信を積極的に行うことが重要」としています。

2. (4) 核不拡散に配慮した原子力分野での地域協力

○国が厳重に監視して、民間企業を指導し、原子力発電の開発協力が核兵器、原子力爆弾の研究開発に結びつかないようにすべき。(86)

○核不拡散の支持という我が国の立場に、理解・同調しない国々との協力はあり得ないとの方針をはっきり示すべき。(88)

報告書案 p 29 においては、「核不拡散の面にも配慮した原子力利用における協力を進めることが重要」である旨を記述するとともに、「核拡散の懸念に対して、ロンドン・ガイドラインに基づく原子力資機材の輸出管理・・・を的確に実施」し、「原子力利用の分野での協力については、我が国としては IAEA の包括的保障措置を受け入れている国等 NPT の義務を履行している国に対して行うべき」旨を記述しています。

3. (1) 核不拡散に対応した原子力平和利用政策の推進

○原子力国際協力を平和利用のみに限り進めていくことは、原子力国際協力専門部会が中心となって活動していくことを期待。(40)

報告書案 p 30 においては、「核不拡散に対応した原子力平和利用政策を進めるため、原子力

委員会における専門的な立場からの審議機能の充実を図り、核不拡散と両立する原子力平和利用政策の企画・立案を円滑に進める必要がある」旨を記述しています。

3. (5) 国際機関への財政的、人的貢献

○被爆国であり平和利用に専心する日本は核不拡散、核兵器廃絶に取り組む国際機関に積極的に職員を派遣し、そのための人材を育成すべき。(63、75)

「まとめ」のp34に示したように国際機関における日本人職員の数は未だ十分なものではありませんが、p31「(5) 国際機関への財政的、人的貢献」に示したように、「必要な環境整備を行いながら一層の充実を図ることが重要」としています。

3. (6) 近隣アジア諸国・地域との原子力協力

○原子力の平和利用のために技術員等の海外派遣、海外からの研修生の受け入れ等を積極的に行うべき。(15)

報告書案p31においては、「関係国のニーズを踏まえ、核不拡散等に係る国際環境に配慮しつつ、核物質管理の専門家、技術者の育成に向けた協力」を進めるべき旨を記述しています。

その他の関連するご意見について

○核不拡散について、具体的なタイムスケジュールを組んで行動すべき。(8)

報告書案においては、我が国の核不拡散に係る原子力政策の基本的考え方や今後の施策について示しているものであり、これらについては、国際情勢等を勘案しつつ、IAEAや諸外国との連携を図りつつ、積極的に進めていくこととしています。特に、p24「①NPT体制の維持・強化」に記述しているように2000年にはNPT再検討会議が予定されており、当該会議に向けてNPTの完全な実施と普遍性の促進等に向けて一層の努力がなされているところであります。

その他報告書に関連したご意見について

○原子力国際協力の進展、状態について国民に公開、周知すべき。(28、32、52、91)

○原子力国際協力の必要性について一般国民の認識を高める努力が必要(60)

原子力政策円卓会議の議論を踏まえ、原子力委員会においては、会議の原則公開と専門部会等

で報告書を取りまとめる際の国民からの意見聴取を実施してきました。本報告書案は表題に示すように「原子力国際協力のあり方及び方策について」まとめたものですが、報告書案p 37に示されるこれまでに開催された原子力国際協力専門部会の審議資料については公開がなされています。さらに、原子力分野の国際協力の状況については、原子力白書において報告してきました。また、原子力安全の国際協力の状況については、原子力安全白書において報告されています。

原子力国際協力の目的と意義や必要性については本報告書案で述べておりますが、より広く一般国民に認識されるように今後とも広報等を通じた努力を行っていきます。

○国民に意見を求めるものならば分かり易い文章にすべき。

(12、38、67、70、78、82、87)

○平和利用協力が核拡散になりかねない誤解のないようタイトルを原子力利用、核不拡散の国際協力のあり方及び方策についてとするのも一案。

(36)

本報告書案については、読みやすいように各章の構成を合わせ、まとめの章において総括したり、また、より理解しやすいように参考資料や専門用語の解説をつける等、対応しております。

○国際協力には省庁間の連携が必要。

(20、35)

○長期協力のための財源は如何。

(35)

p 11 第1章「4. 1 (3) 協力の質的向上のための施策」において、「原子力の研究開発、利用にあたっては長期的、継続的で一貫性のある取り組みが必要であり、協力の実施に当たっては、我が国の限られた資源、人材を有効に活用し、効果的な協力を進めなければならない。また、効率的な協力のためには、・・・我が国の官民がそれぞれの経験、役割を生かし、協力を分担して行うことが重要」と記述しており、これを踏まえてご指摘の点について引き続き取り組んでいきます。

C. 報告書案における検討の対象外と考えられるご意見

以下のご意見は、近隣アジア地域及び開発途上国、旧ソ連、中・東欧地域との協力、核不拡散に関する我が国の原子力政策について審議を行ってきた原子力国際協力専門部会の報告書案の検討の対象外と考えられますが、今後、原子力委員会における政策の検討等に当たって参考とすべきと考えられますので、原子力委員会へ報告又はその他の関係部署に伝達します。なお、寄せられたご意見には個人の意見の中に複数の論点があるものもあり、ここで検討の対象外とした論点の他に既に前出の部分で回答をしている論点があります。

(安全保障・国際政治等に関するご意見)

- 核実験や核兵器の排除のために、原因対応型のコメントや解説的記述が必要。 (11)
- 日本が「米国の核の傘の下にいる」ことに対して、諸外国や国民を納得させる記述がなかった。 (12)
- インド・パキスタンの核実験の強行を踏まえ、日米中をリーダーとして中東アジア地域の新たな展開について立案すべき。 (24)
- 核不拡散について、技術面を主とするのでは不十分であり、政治的な取り組みを含めた次のステップが必要。 (36)
- 日本を含む非核兵器地帯条約の実現を今後の課題として入れるべき。 (56)
- IAEAとは別に各国の核兵器及び核兵器関連技術の管理を統轄する機関の設立を提言してはどうか。IAEAは平和利用の原子力を守る政治を介入しない独立機関とする。 (63)
- 核に対してのリーダーシップを近隣アジア及びロシア、旧ソビエト連邦の国々に対して取るべき。 (69)
- 唯一の被爆国として、「核」について常に世界の安全保障をリードすべき。 (85)

核不拡散問題に関連して、安全保障やこれらに関する国際政治についての意見を頂きましたが、これらは、より高次、高度の議論が必要になる分野であり、本報告書案の検討の範囲である核不拡散に対応した原子力平和利用政策のあり方及び方策の枠を越えるものであり、それらのご意見等は検討の対象外とさせて頂きました。

(情報公開に関するご意見)

- 原子力についての一般国民の理解促進のため、もっと原子力に関する情報を公開、提供して欲しい。 (8、30、37、68)
- 原発ではどのような防災を行っているのか。 (25)
- 海外の原子力安全問題に関連する我が国の対策について情報提供が欲しい。 (70)

ご意見に対する検討は本報告書案の範囲外ですが、原子力に対する不信感・不安感を払拭し、国民の信頼を回復するためには、情報公開や政策決定過程への国民参加の促進などを通じて信頼性・透明性を高めることが重要です。原子力委員会は平成8年9月の「原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について」の決定に基づき情報公開を進めていますので、ご意見は原子力委員会及び関係部署に伝達します。なお、原子力国際協力に関する事項の情報提供には広報等を通じて一層の努力をしていきます。

(研究開発等その他のご意見)

- 各国が保守補修の合理化のため原子力発電所の仕様を同一にしたり、熱交換効率の向上のための国際技術協力を行う。 (5)
- クリーンなリサイクル原子力を開発促進し世界をリードすべき。 (9)
- 我が国でプルトニウムが抽出できないカプセル型の原子力発電を考案研究する。 (46)
- 地球上に影響がでないような放射能の安全な技術を開発する。 (83)
- 原子力も有限であり太陽光発電を研究開発すべき。 (44)
- 国際的にエネルギー消費削減、節約のあり方について検討すべき (67、77)

我が国の原子力の研究開発等の方向性に対するご意見であり、本報告書案の検討の対象外とさせていただきますが、関係部署に伝達します。

KEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)について

1. KEDO設置に至る経緯

- 1993年 IAEAの査察により北朝鮮の核兵器開発疑惑が高まる
- 1993年 3月 北朝鮮がNPT脱退を表明
- 1994年 6月 北朝鮮がIAEAから脱退
- 1994年10月 米朝間で「合意された枠組み」に合意
 - ①北朝鮮の黒鉛減速炉の軽水炉への転換(出力約1000MW規模の軽水炉2基の供給及び年間50万トンの重油の供給、黒鉛炉及び関連施設の凍結・解体等)
 - ②両国の政治的・経済的関係の完全な正常化への前進
 - ③非核化された朝鮮半島における平和と安全のための協力
 - ④国際的な核不拡散体制の強化のための協力(北朝鮮がNPTに留まること、IAEA保障措置協定の履行等)
- 1995年 3月 日米韓がKEDOを設立

2. KEDO設立の目的

KEDOは、

- ・米朝間の合意された枠組みにいう北朝鮮の核問題の全般的解決という目的を確認し、
- ・合意された枠組みにおいて、その実施の条件とされている不拡散その他の北朝鮮が履行しなければならない措置の決定的重要性を認識し、
- ・朝鮮半島における平和及び安全の維持が最も重要であることに留意し、
- ・国際連合憲章、核兵器の不拡散に関する条約及びIAEA憲章に沿って、合意された枠組みの実施に必要な措置をとるために協力することを希望し、
- ・関心を有する諸国の間の協力を調整し、合意された枠組みの実施に必要なプロジェクトの資金手当て及び実施を促進するために、合意された枠組みが企図する機構を設立する必要性を確信して、

以下を機構の目的として設置された。

- ①約1000MWの韓国標準型軽水炉2基を北朝鮮に供与すること
- ②第1基の軽水炉建設までの間、北朝鮮の黒鉛炉から得られるエネルギーの代替エネルギーを供給すること
- ③その他合意された枠組みの目的を実現するために必要な措置を実施すること

3. 我が国の立場

我が国は、北朝鮮の核兵器開発問題は、我が国自身が直面する安全保障上の重大な懸念であるとともに、国際的な核不拡散体制や国際社会の安全保障にかかわる重大な問題であり、1994年10月の米朝間の合意された枠組みの着実な実施は、我が国の平和及び安全に直結しているとの認識の下、1995年3月に韓国及び米国とともに、合意された枠組みに基づく上記の目的を実施するための国際コンソーシアムを設立するため、朝鮮半島エネルギー開発機構の設立に関する協定に署名し、軽水炉供給取極に基づく軽水炉供給プロジェクトに資金面、人材面等で積極的に参画してきた。

4. KEDO設置後の経過

- 1995年 6月 米朝協議にて「軽水炉の形式」について決定
- 1995年12月 軽水炉供給プロジェクトに関し、KEDOと北朝鮮の間で「供給の範囲」、「引渡し日程」、「運転・保守」、「原子力安全」「原子力損害賠償責任」等について定めた供給取極を締結

- 1996年 3月 KEPCO（韓国電力公社）を軽水炉供給の主契約者として選定
 1997年 8月 初期建設工事の着工（用地の整地等）
 9月 EUが日米韓とともに理事会メンバーとなる。現在、理事会メンバーを含む加盟は次の11ヶ国、1機関
- | | | | |
|---------|----------|-----------|--------|
| ・日本 | ・米国 | ・韓国 | ・EU |
| ・アルゼンチン | ・オーストラリア | ・カナダ | ・チリ |
| ・フィンランド | ・インドネシア | ・ニュージーランド | ・ポーランド |

5. KEDOの最近の状況

○供給取極に基づき、軽水炉プロジェクトを進めるために必要な各種議定書を順次、交渉・締結。

締結済：「特権免除等」、「輸送」、「通信」、「用地等」、「労働力等」
 「債務不履行」の6議定書

締結予定：「品質保証等」、「訓練計画」、「引渡し日程」、「原子力損害賠償」等

○現在、初期建設工事、気象調査、原子力安全確認システムの整備等を実施中。

○1997年11月末、軽水炉プロジェクトの全体経費見積額が51.785億ドルとされたが、98年7月末に46億ドルに見直された。

6. 北朝鮮における保障措置の状況

○IAEAの重視する過去の原子力活動に関連する情報の保全についてのIAEA-北朝鮮交渉は進展なし。

○黒鉛炉の凍結、使用済燃料の封印作業はIAEAにより監視。

(参考)

「原子力の安全に関する条約」の概要

1. 本条約は、原子力の高い水準の安全を世界的に達成・維持すること等を目的とするもの。
その適用対象施設は、民生用原子力発電所。

2. 締約国が負う義務の概要は、以下の通り。

- (1) 条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出すること。
- (2) 施設の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持すること。
- (3) 法令上の枠組みの実施を任務とする規制機関を設立し又は指定すること。
- (4) 施設の立地、設計、建設及び運転の各段階において安全保障のために適切な措置をとること。
- (5) 緊急事態のための準備に係る適切な措置をとること。

我が国においては、原子炉等規制法、電気事業法等の現行法令の下で義務を履行している。

3. 1994年9月20日に署名のための開放が行われ、我が国は署名開放の初日である9月20日に署名、1995年5月12日に締結した。本条約は、原子力発電所保有国17ヶ国以上を含む22ヶ国以上の締結（批准受諾等）により発効することとなっており、1996年10月24日に発効した。1998年6月現在、46カ国が締結。

4. 各締約国が提出すべき報告書の「形式及び構成に関する指針（ガイドライン）」及び「報告の検討のための手続き（レビュープロセス）」等を定めるために、1997年4月に準備会合が開催された。続いて、このガイドラインに沿って作成、提出された報告書を検討するため、第1回の締約国会合が1999年4月に開催される予定。

締約国一覧（1998年5月現在）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラディシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、クロアチア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国

締約国は46か国（原子力発電所保有国25か国（下線付））

「使用済燃料の安全管理及び放射性廃棄物の安全管理に関する条約」(仮称)の概要

1. 本条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する安全水準を世界的に達成・維持することを目的とした条約であり、その概要は以下の通り。

(1) 適用範囲

原則として、民生用原子炉から発生する使用済燃料の管理及び民生の原子力利用から発生する放射性廃棄物の管理に適用。

(2) 安全要件

使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設について、立地、設計、建設、安全評価、運転、廃止等、立地から廃止について適切な措置をとることを規定。

(3) 国境間移動

使用済燃料及び放射性廃棄物の国境を越える移動について、関連する拘束力のある国際文書に従うこと等を規定。

(4) 検討会合

各国が提出する条約実施措置等に関する報告書を互いにレビューする検討会合が定期的開催される。

(5) 発効要件

原子力発電所を運転している15ヶ国を含む25ヶ国が締結した日の後90日目の日に発効。

2. 1995年よりIAEAにおいて本条約の策定が開始され、1997年9月5日に外交会議において条約案が採択され、同年のIAEA総会初日(1997年9月29日)に署名開放された。

締約国一覧(1998年6月現在)

カナダ、ハンガリー、ノルウェー

締約国は3か国(原子力発電所保有国は2か国(下線付))

インド、パキスタンによる地下核実験について

- インド及びパキスタンが1998年5月に相次いで地下核実験を実施したが、これに対しては世界的な核不拡散体制を強化しようとする努力に逆行するものとして、国際的に非難と懸念が表明された。
- 我が国としても、両国に対し、官房長官談話により遺憾の意の表明や抗議を行うとともに、新規の無償資金協力の原則停止、新規円借款の停止等の措置により対応した。
- また、原子力委員会でも、1998年5月12日の委員長談話及び29日の委員会声明において、今回の実験は国際的な動きや核兵器廃絶を希求する我が国国民の願いに逆行するもので、極めて遺憾であり、原子力平和利用を進めるためには核不拡散体制の維持・強化が重要であるとの考えから、両国が核兵器開発を即時停止するよう求めた。

(参考)

○インドによる核実験

- ・ 時期：1度目の核実験（5月11日）
2度目の核実験（5月13日）
- ・ 場所：ポカラン実験場（ニューデリーの南西約530kmの砂漠地帯）

○パキスタンによる核実験

- ・ 時期：1度目の核実験（5月28日）
2度目の核実験（5月30日）
- ・ 場所：チャガイ近郊（カラチの北西約550km）

○我が国の主な対応

- ・ 官房長官談話及び外務大臣による両国在京大使（臨時代理大使）招致による遺憾の意の表明
- ・ インド及びパキスタンに対する制裁措置
（新規無償資金協力停止、新規円借款の停止等）
- ・ 約60の非核兵器国に国際的核不拡散の堅持を訴える外相書簡発出
- ・ 原子力委員会委員長談話、原子力委員会声明（別添）

○国際機関等の主な対応

- ・ バーミンガム・サミットでの声明
- ・ IAEA事務局長ステートメント
- ・ IAEA理事会議長サマリー
- ・ 国連安保理議長声明
- ・ 国連安保理常任理事国外相会議共同声明
- ・ 国連安保理決議

インドによる核実験の実施について

平成10年5月12日

原子力委員会委員長談話

1. 昨日、インドが地下核実験を実施した旨発表があったが、冷戦構造の崩壊後、国際社会が核不拡散、核実験禁止に努力する中、今回インドが核実験を行ったことは、このような国際的な動きや核兵器の究極的廃絶を希求する我が国国民の願いに逆行するものであり、極めて遺憾である。
2. 当委員会は、原子力の平和利用を円滑に進めるためには、核不拡散体制の維持・強化への国際的な取組みを高く評価するとともにこれら取組みに積極的に貢献していくことが重要であると考えている。
3. この考え方に基づき、平成7年5月12日には、「核兵器の不拡散に関する条約」が無期限延長された際、本条約は、原子力平和利用と核不拡散を両立させる重要な国際的枠組みであるとの基本認識に立って、本延長を歓迎する原子力委員長談話を発表している。また、平成9年4月22日には、「包括的核実験禁止条約」の批准に際し必要となった「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正を適当とする原子力委員会決定を行った際にも、本条約が核兵器のない世界の実現に向けた歴史的な一歩となるものと評価したところである。
4. 今回のインドの地下核実験の実施は、国際社会が歓迎した「核兵器の不拡散に関する条約」及び「包括的核実験禁止条約」の趣旨に反するものであり、当委員会としては、インドがこのような実験を二度と行わず、早急に核開発を停止することを強く求めるものであり、政府が本件に関し適切な方策を講じることを期待する。

パキスタンによる核実験の実施について（声明）

平成10年5月29日

原子力委員会

1. 28日、パキスタン首相より同国が地下核実験を実施した旨発表があったが、先般のインドの核実験に対して国際社会が強く非難し、パキスタンに対しては我が国をはじめ各国が予め最大限の自制の要請を行ったにもかかわらず、パキスタンが核実験を実施したことは、核兵器の究極的廃絶を希求する我が国国民の願いに逆行するものであり、極めて遺憾である。
2. 当委員会としては、「核兵器の不拡散に関する条約」の無期限延長や「包括的核実験禁止条約」の批准に伴う「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正の際、原子力の平和利用を円滑に進めるためには核不拡散体制の維持・強化が不可欠であるとの基本的認識を示してきたところである。
3. 今般、パキスタンがインドに続いて核実験を実施したことは、当委員会が先般のインドの核実験に対して表明したのと同様、「核兵器の不拡散に関する条約」及び「包括的核実験禁止条約」の趣旨に反するものであり、核不拡散体制の維持・強化にとって重大な問題と受け止めている。当委員会としては、パキスタンに対して核実験及び核兵器開発の即時中止を強く求めるとともに、核兵器のない世界に向け、核不拡散体制の維持・強化のための取り組みを含む適切な措置が講じられるよう政府が最大限努力することを要請する。

国際原子力機関（IAEA）の概要とその職員構成について

1. IAEAの概要

(1) 発 足

- ・米国の提唱を契機に1957年7月、国際原子力機関憲章の発効により発足
- ・本部所在地：ウィーン（オーストリア）
- ・我が国は発足当初からの加盟国

(2) 目 的

- ・世界の平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献を促進し増大する。
- ・また、提供した援助がいかなる軍事目的を助長するような方法でも利用されないように確保する。

(3) 加盟国 127ヶ国（1998年6月）

(4) 組 織

- ・総会：全加盟国の代表者で構成され、通常年一回開催
- ・理事会：35ヶ国で構成。我が国は理事会指定理事国。
- ・事務局：総職員数 約2200名（内 邦人職員46名^{*1}）
- ・事務局長：モハメド・エルバラダイ（エジプト出身）

(5) 予 算

- ・1997年予算：約2.22億米ドル
- ・我が国基本分担率：約16%（米国に次ぐ2番目の提出額）

(6) 主な業務

- ・開発途上国に対する原子力平和利用分野での技術協力
- ・核物質等が軍事目的に転用されないための保障措置の実施
- ・原子力発電、核燃料サイクルの安全性等に関する調査検討の実施
- ・アイソトープ、放射線利用、核融合等の研究開発分野での活動の実施

2. IAEAにおける地域別職員構成

1998年6月時点における総職員の42%を占める専門職・上級職員（928名）の構成は以下の通り。（IAEAデータより）

極東	8.4%（うち、日本：2.9% ^{**} ）
東南アジア及び太平洋	4.6%
中東及び南アジア	7.2%
アフリカ	7.8%
東欧	13.4%
西欧	30.0%
	（うち、英：4.6%、独：4.3%、仏：2.5%）
南米	8.4%
北米	20.2%

*1 1998年8月現在、正規職員26名とコストフリー職員20名が勤務

*2 この中には、コストフリー職員は含まれていない。

*3 IAEAホームページ・アドレス：<http://www.iaea.or.at>